

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の状況、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、地方公共団体の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、民間団体等に対し、各種の調査報告書の配布やホームページを通じた情報の提供、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするなど連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針の見直し

法の施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされていることから、基本方針についても策定後3年を目途に見直すこととする。その際は、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取する。

なお、特別の事情がある場合は、3年を待たず見直すこととする。

2 基本計画の策定の手続等の指針

(1) 基本計画の策定

ア 関係部局の連携

基本計画の策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。

イ 関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。その際は、上記(1)に掲げる基本計画の策定に準じた対応をとることが必要である。

また、見直しは、それまでの施策の実施状況等を勘案して行うことが必要である。

なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。